

藤井讓治 著

『天皇と天下人』（天皇の歴史 第五巻）

跡 部 信

本書は一般向けに刊行された「天皇の歴史」シリーズのうちの一冊である。古代から昭和まで、日本史における天皇の存在形態や役割を通覧する同シリーズのなかで、本書では織田信長・豊臣秀吉・徳川家康という三人の天下人と天皇との関係をめぐる政治史があつかわれる。

以下、本書で指摘された論点や強調された事項を章ごとに整理しておく。

プロローグ「正親町天皇のキリシタン禁令」および第一章「義昭・信長の入京」は、將軍となった足利義昭を信長が補佐するかたちで政務がとられていた時期を対象とする。

当時、正親町天皇の最大の関心は禁裏の安穩であり、だがそれを保障するのは問題ではなかった。つぎなる関心事は所領の維持回復、儀礼費用の調達などで、この方面には幕府の役割を期待したが、天皇の依頼を義昭や信長がただちに受諾したわけではなく、幕府がそれらをできない場合には、天皇は他の戦国大名などにも働きかけた。信長は禁裏修造の要請については、これに応じたことで世上の評判を高めるとともに、各地の大名小名に上洛を求め、拒否する者を追討する名目を獲得した。

政務の実権が義昭ではなく信長に握られている事態を理解していた天皇は信長に期待をかけて、その出陣にあたり戦勝を祈願したり、激励の勅使を送ったりした。さらには敵対する石山本願寺への停戦令や朝倉・浅井氏との和睦仲介など、天皇・朝廷は義昭や信長の戦争に関与した。

所領回復の申し入れにかぎらず、天皇の要請に対する義昭や信長の態度は従順といえるものではなかったが、逆に天皇が信長の圧力をうけ流すこともあった。

第二章「正親町天皇と信長」では、義昭を追いやり天下人となつた信長と天皇の関係を叙述される。

天正元年の義昭放逐後、信長が天皇に申し入れた譲位は朝廷の歓迎するところだったが、信長の意図としては、辣腕の正親町天皇を退位させる目的を秘めていた可能性がある。約束された同二年の譲位が実現しなかったのは、越前一向一揆に起因する政情不安のため延期されたのだろう。

この天正二年春の時点で天皇は信長に昇殿と従五位下の位階を提示してとりこみをはかるが、信長は無視。天皇の意にそむき蘭奢待の切り取りを敢行した。しかし翌天正三年になると、信長は大納言・右大將に任官する。こうして天皇は信長のとりこみに成功。その後も内大臣さらに右大臣に昇進させ、朝廷官位制へのとりこみを急速にすすめた。対して信長は公家への経済的援助や朝儀の再興など、朝廷との関係を深めることで政権の安定をはかろうとした。この間、天皇が信長の軍事行動を支持する態度を強めたのは、天皇の信長への依存度が増したことに対応している。

ところが信長は天正六年、すべての官職を返上する。この辞任

は、みずからは朝廷の枠から解放され、しかも息子の信忠に官職をゆずることで自身の地位を相対的に上昇させんとする意図からなされたが、天皇は信忠の昇進をゆるさず、信長のもくろみを頓挫させた。

その後、天皇は信長に対して天正九年に左大臣、翌十年には太政大臣、関白、將軍の三職を提示。信長を当官につけることで自身との関係を明確にしようとしたところだが、信長は拒否し続けた。信長は室町將軍や秀吉と異なり、一度も正式の参内をおこなわなかった。参内することにより、朝廷にとりこまれてしまうことや、自身が形式上、天皇の下位にある事実があらわになることを避けようとしたのだと考えられる。官職を辞したのちの信長は天皇をも上回る強大な力を身につけ、実質的には天皇の上位に立っていた。

第三章「天下人秀吉の誕生」では、信長の死後、秀吉が国政の実権を掌握して天下統一をなしとげるまでの期間がとりあげられる。

天正十年の本能寺の変および山崎合戦のち、正親町天皇は秀吉をとりこむべく官職を提示したが、秀吉はうけなかった。しかし小牧・長久手合戦終盤の同十二年十月、秀吉は五位少將に叙任される。この官位は正親町天皇の譲位ならびに仙洞御所造宮の執行を約束した秀吉への見返りだった。続く十一月の従三位大納言昇進は小牧合戦が秀吉優位に終結したことへの対応で、天皇の秀吉とりこみ策の一環。翌十三年三月の正二位内大臣叙任は仙洞御所造宮の功に応ずる昇進だった。さらに同年七月、秀吉は摂家間の争論につけこんで関白となるが、これは秀吉を朝廷官位のなか

にとりこもうとしていた正親町天皇にとっても予想外の事態であった。関白となった秀吉は九州の島津氏や関東北条氏を討つ名分として、積極的に「勅誼」や「勅命」を利用した。

第四章「後陽成天皇と朝鮮出兵」は第三章と重複する時期をふくむが、後陽成天皇の即位から秀吉の死までをあつかう。

秀吉は天正十八年、来日した朝鮮使節を参内させることで朝鮮の日本への臣従を演出しようとしたが、後陽成天皇の拒否にあつてその意図は碎かれた。

同二十年、朝鮮の首都漢城陥落の報をうけた秀吉は後陽成天皇の北京移徙を計画。三國割拠構想を発表した。これに対し天皇は秀吉の朝鮮渡海を思いとどまらせる勅書を送ることでやりわり拒絶の意向を伝えた。その後戦況が悪化するなか、秀吉が明に講和条件を提示するさい後陽成天皇の同意を求めた措置は、朝鮮使節の参内を画策したとき同様、この外交交渉に天皇・朝廷を巻き込もうとする戦略に由来していた。

秀吉は現職の関白豊臣秀次や右大臣菊亭晴季の処分にあたり、天皇の許可を求めることはなかった。また惣礼の場で勅使を臣下の位置に列座させ、あるいは禁裏御所で傍若無人にあふるまうなど、晩年にはすべての上位に立つかのごとく行動した。

第五章「後陽成・後水尾天皇と家康」およびエピソード「権現」か「明神」かは、秀吉の死後、家康の死まで。

後陽成天皇は秀吉が没すると、その指名とは別の人物を後継皇位につけようとしたり、秀吉がみずからの死後の神号に望んだ「八幡」号をしりぞけたりと、秀吉にあらがう姿勢をみせた。

家康への將軍宣下は家康が豊臣政権大老の地位から脱し武家の

頂点に立つための重要な契機となり、徳川と豊臣との関係を大きく変化させたが、その前段階として、天皇側から源氏長者補任の意向を伝えたような、朝廷が家康をとりこもうとする動きもあった。秀忠の將軍襲職は朝廷からすれば、天下人たる家康を当官に縛りつけておくことに失敗したとも評価できる。一方、後陽成天皇は大坂の豊臣秀頼を尊重しており、朝廷と秀頼との良好な関係は家康や秀忠の將軍任官には影響されなかった。

家康は官女密通事件の処理や後水尾天皇への讓位の段取りに干渉し、後陽成天皇の意向を踏みにじった。公家衆支配にも介入し、武家が公家を処罰することを宣言した。朝廷は儀式の詳細を定めるにあたって家康を無視できない状態に追いこまれており、そのような幕府の干渉のうえに禁中并公家中諸法度が制定された。

没した家康を神に祝うため神号を選ぶ過程は秀吉のときとは異なり、議論に朝廷が加わることなく、將軍優位のもとに進行した。將軍が事実上の最終決定をくだし、天皇はそれを調えるのみの役割、というかたちは近世前期における天皇と將軍との関係を象徴する。

*

*

*

本書の特色としては、まず多くの史料を引用して、叙事的に筆を進めるスタイルがあげられる。天皇や朝廷の存在意義や權威の性格、王権構造等々をめぐる抽象的な議論は排され、著者自身の主張は抑制的な筆致で語られる。

内容面では、朝廷側の視点を多くとりいられている点が注目される。たとえばこれまで秀吉と天皇權威との濃密な関係の由来は、

難敵徳川家康や主筋たる織田信雄の存在など、秀吉側の事情に比重を置いて解説されることが多かった。家康や信雄に対する自身の上位を明確にするため秀吉は官位制度を積極的に利用した、といった説明である。しかし本書では、まずもって秀吉をとりこもうとする朝廷側の主體的な動きに着目する。できるだけ天皇を主人公に、という本書の持ち味が発揮された視角といえるだろう。同様に家康の將軍職任官の経緯についても天皇側からの働きかけが示唆され、同職辞官の意味についてもこうした視点からの解釈が示されている。

著者は天下人が朝廷を利用する側面と朝廷が天下人に期待し依存する側面の双方に目配りするが、両者の関係を対等な相互依存あるいは相互補完とはみていない。將軍義昭や信長以外にも各地の大名たちの援助を期待していた天皇がしだいに信長にのめりこみ、信長への依存を深めていく一方、信長のほうは朝廷から離れていくこうとする。朝廷にとりこまれたり、自身が天皇の下位にある事実が顕然となったりするような事態を嫌っていた信長が、さらに辞官によつて天皇や朝廷の枠からの解放と、みずからの地位の上昇をはかったというのが著者の見立てであった。信長は天皇と距離を置き、しかもその権限を奪い、その地位を凌駕する立場にみずからを置こうとしたというのである。王権としての公武の不可分な協調体制を重視する近年の学説に比すれば、本書は両者の権力闘争の側面に重点を置く。では、どのように天皇を政權の中核から遠ざけ、下位におとしめた先に、信長はどのような政体を構想していたのだろうか。天皇をどのように位置づけるつもりだったのだろうか。著者の見通しをさらに詳しく聞いてみたいと

ころである。

* * *

以下には疑問点を記す。

一点目は、天皇よりも権力や政治力が強大であることをもって信長や秀吉を天皇の「上位」と表現する点である。むしろ著者は信長らが形式上は天皇の下位にあることを承知のうえで、「実質的」な問題としてこの表現を用いている。しかし、「上位」とは力の大きさや強さではなく、あくまで身分や地位の高さを示すことばだろう。著者が天下人「上位」の根拠にあげる事例のほとんどは、天下人の力の強大さを証明するにすぎないのではなかろうか。全盛期の摂関政治をみれば明らかのように、絶大な権力をもつてしても身分の次元で天皇を超越できるわけではない。国制上の最高位たる天皇の身分は、それ自身の人格がそなえる権力の強大さに裏づけられてはいなかったのだ。そのような歴史をもつ天皇の地位を力の大小で評価するのなら、それが可能となる理由を説明する必要があるのではないか。

著者は信長が自身を天皇の上位に置いていた可能性を示す徴証として「予が国王であり、内裏（天皇）である」という彼の発言を引くが、じつさにはだれがどうみても、彼は内裏でない。彼が本気で天皇になろうとめざした兆候もない。となれば、この発言は内裏が国王であることを前提として、国王たる天皇が帯びるべき権力の実権を執政者たる自分が握っている事実を説明した比喩とも読める。彼は「予が国王であり、内裏ではない」とはいわなかったのだ。彼が高位の内裏にみずからをなぞらえたからとい

って、自分が内裏より上位にあると唱えたことにはならぬのではないか。

二点目は、官位授受の意味について。

信長や秀吉に官位を授与する天皇の意図は、彼らをとりこみ、また彼らとみずからとの関係を明確にするためと理解されている。とりこむ、という表現は抽象的だが、換言すれば、天皇のもとで朝廷や国家に奉仕することを期待される立場に位置づける、といった意味だろう。それはそれとして、では官位への推任を辞退した天下人の意図は、朝廷にとりこまれることを拒否する点にあったといえるのだろうか。

たとえば天正三年、天皇から官位を提示された信長が、自分の任官は辞退しながらも家臣の法印成りや改姓の許可を願う。これを著者はとりこみの不成立とみるのだが、たとえ自身は官位をうけずとも、それに代わる要望をみずから出して天皇の懇情に甘えたということは、天皇が示してきた期待に応じる意思があることの表明である。すなわち官位を媒介とするコミュニケーションは成立したとみなせるのであり、朝廷にとっては満足できる結果だったのではなかろうか。そのように解釈するのでなければ、四ヶ月後に一転、信長本人が大納言に任官した事情は説明しがたいのではあるまいか。ちなみに前年、同様に官位の代わりに蘭奢待を要求したとおぼしき信長に対しても、天皇が「憤り」や「反発」を示した証跡は史料から読みとれないのだ（堀新『天下統一から鎖国へ』吉川弘文館、二〇一〇年）。ここでの信長の対応ぶりは、晩年の家康が太政大臣への推任を辞退する代わりに息子秀忠の昇進を望み、最終的には自身も太政大臣となった経緯と似かよって

いるが、さらには官職を辞するとともに息子信忠の頭職任官を願った後年の信長自身の行動とも通じているのではなからうか。

この点で注目すべきは、天正十年のいわゆる三職推任に対する信長の態度である。勅使訪問の目的を聞いた信長は、返事ができないからという理由で面会をこばむ。事情はともあれ、この時点で彼が官職復帰に乗り気でなかったことはまちがいない。だがここで重要なのは、彼が任官拒否の意思を正面切って回答できないと認識していた点ではなからうか。朝廷と距離を置きたかったのなら、なぜ決然と要求を突っぱねなかったのか。振りかえれば彼は前年、左大臣への推任を謝絶したときも、さらには四年前に官職を辞したさいにも、一方で朝廷のため馳走する決意と、将来ふたたび任官する意向を表明していた。彼は天皇の恩典をうけ、かつ天皇に奉仕する立場を放棄すると公言できないみずからの限界に自覚的だったのであり、おそらく朝廷側もその点を見すかしていた。それゆえ三職推任のおり、勅使一行はいったん面会をこたわられても執拗に食いさがり、ついに面談をとげたのだろう。その場で任官を承諾しなかったとしても、彼は天皇や親王の懇情に対する感謝の念と、その期待にこたえ引き続き朝廷に奉仕する姿勢をまたもや表明させられていたにちがいない。とすると、官位を媒介とするコミュニケーションはいちおうの成立をみたことになり、勅使はそれなりの満足感のうちに帰京したのではなからうか。一連の経過を伝える勅使の日記は会見実現までの記述にきわめて詳細で、あたかもそこまでが目標であったかのように、会談内容についてはなにも記さないのだ。

圧倒的な権力をもつ信長が敬慮にいつも忠実なわけでないこと

は天皇として織り込み済みで、三職を推任した朝廷側も、よもや彼が快諾するとは予期していなかったらう。しかし、こうして天皇の最大限の懇情を示すことで奉仕者としての彼の立場が再確認できるのだし、やがてはそれが讓位の宿願成就に結実するかもしれない。この推任が橋本政宣氏の指摘したとおり（『近世公家社会の研究』吉川弘文館、二〇〇二年）、当初から具体的なねらいを讓位実現にさだめていたとしても、彼が推任を受諾しなければ、讓位を世話しなかったというわけではないだろう。そして任官や讓位馳走の諸否といった個別の事象にとらわれず、奉仕する立場とされる立場という次元でみるなら、彼と天皇の關係は安定していたといえるのではないか。彼がそうした立場に縛られ、しかも天皇側がそもそも彼を敬慮に服させることに大きな期待を抱いていなかったとすれば、両者のせめぎあいの形勢をいちがいに「信長優位」とは判定できないのではあるまいか。

さて疑問の三点目は、秀吉の朝鮮渡海および名護屋再下向を引きとめる内容の後陽成天皇の勅書二通が、いずれも天皇を北京へ移徙させる三国国割計画への婉曲的な反対表明だったと理解する点である。この点についてはすでに別稿で卑見を披露したことがあるのだが（『秀吉の朝鮮渡海と国制』『大阪城天守閣紀要』三一、二〇〇三年）、天下人の政務に対する天皇の発言力を測定するうえで重要な事例なので、ここでもとりあげることにしたい。

日付の記されていない朝鮮渡海制止の勅書が出されたのは、天正二十年五月に肥前名護屋で発表された三国国割計画が朝廷に伝えられて以降、七月末、母の死にともない秀吉が大坂に戻るまでの時期と著者は想定している。だが三月下旬に秀吉が自身の「大

明国御動座」を揚言しつつ名護屋へむけ出京したさい、天皇はその目的を十分に知ったうえで出陣を欲送していたのだ。わずか二ヶ月ほどのち、日本軍の快進撃と朝鮮首都陥落を知らされた天皇が、「險路波濤」の困難といった名目で唐突に秀吉の朝鮮渡海を引きとめることができたのだろうか。もしこのタイミングで勅書が出されたとするれば、それは秀吉がみずから大陸に乗り込み推進せんと意気込む三国国割計画への「やんわり」どころではない、露骨な反対表明とうけとられただろう。いったいこの時期の天皇が、そのように秀吉の大方針に抵抗する発言権を保持していたのか、という点が問題なのだ。かたや天皇は六月中旬、さっそく北京への随行員の選定に着手していたというのに（『鹿苑日録』）。

九月に出された秀吉の名護屋再下向の年内いっばい延期を要請する勅書は、あらかじめ所司代前田玄以に文案をはかり、調整のうえ作成されたものだ。しかも秀吉はわずか半月、九月いっばいの出発延期を認めたのみだったが、勅書を届けた勅使は「満足」と日記に書いた（『中山家記』）。たった半月の延期でも、秀吉の朝廷尊重の姿勢さえ確認できれば「満足」だったのである。

このように秀吉との関係に慎重で臆病だった朝廷が、三国国割に真っ向から反する内容の勅書をいきなり送りつけることはなかったのではない。著者はこの名護屋下向延期要請にも天皇の北京移徙を阻止する意図がこめられていたと推測するのだが、そのような思いを秀吉に伝えにきた勅使が半月の下向延期という返答に「満足」するとは、やはり考えにくいのではなからうか。そのおり秀吉が勅使にみせた「御機嫌不斜」という反応は、天皇が自分を心配してくれたことへの率直なよろこびの表現である。過去三

ヶ月以内に渡海制止の勅書をうけとっていたとしたら、はたしてそのように新鮮な反応を示したのだろうか。諸卒をおもんばかるゆえに寂慮にそむかねばならぬ自分の立場を一から説明する、あれほど懇切な返書をしたためたのだろうか。

三国国割計画の挫折は一時帰京中の秀吉が八月中旬に「隠居所」伏見城の立地をさだめ、下旬から普請をことごとしく開始した時点で人々の目に明らかになりつつあった。名護屋再下向にせよ朝鮮渡海にせよ、秀吉の方針をくつがえさんとするかのごとくみえる勅書は、いずれも戦況悪化と秀吉みずからの方針転換をうけて、彼の身を案じたり、迎合して懇情を示したりする目的で作成されたとみるべきではなからうか。そして勅書の要求内容をほとんど聞いてもらえなかった勅使が、それでも「満足」して帰途についた事実は、信長への三職推任をめぐるせめぎあいの性格を評価するうえでも参考になると思うのである。

*

*

*

本書には「天皇と天下人」という魅力的なテーマを考察するための多種多様な素材が堅実な手ぎわで処理され、豊富な史料とともにバランス良く提示されている。読者はそれぞれの問題関心にそくして、本書から多くの示唆を得ることができるだろう。私自身も多くを学び、この小稿にも本書を通読することで得られた着想を未熟なかたちながら開陳させていただいた。手前勝手な書評に対する著者のご海容を乞うしだいである。

（四六変型 三六六頁 二〇一一年五月 講談社 税込一七三〇円）

（大阪城天守閣）